

令和元年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和元年7月12日（金） 午後1時00分～午後3時00分

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上8名（欠席：日野委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

本市が保有している食品営業許可業者、第一動物取扱業者及び理美容業者に係る個人情報を佐賀税務署に対し、オンライン結合等により提出することの、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所衛生対策課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健所衛生対策課（山口課長、轟主査）

—資料をもとに保健所衛生対策課から説明（資料10ページ中第一動物取扱業者は第一種動物取扱業者の誤りであるため、資料の記載内容を訂正）—

（A委員）同じ理由で福岡県税事務所にも提供されるのか。

（実施機関）県へは提供していない。

（B委員）提供先は久留米税務署ではないのか。

（実施機関）久留米市内で営業している方の徴税の管轄が佐賀税務署であるためである。

（C委員）この業種に限っての管轄か。

（B委員）業種によって関わり方の制度が違うのか。

（実施機関）そのあたりはこちらも把握していない。

（D委員）検疫、税関の関係で港や空港のあるところに主要税務署があると聞いたことがある。そのため佐賀なのではないか。

（C委員）所管が佐賀税務署である理由について教えていただきたい。

（事務局）実施機関で調べた内容を次回の定例会で事務局から報告する。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 2】

令和元年5月13日付1答申第2号にて答申を受けた健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者へ提供するためのオンライン結合等について、提供方法に閉域回線に接続できる専用端末を介した情報提供を追加することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健所健康推進課（吉塚課長、古賀）

—資料をもとに保健所健康推進課から説明—

（C委員）通常のやり方とどう違うのか。

（実施機関）SIM認証を行った端末としかつながらないシステムにしている。基本的にはスマートフォンが使う回線と同じものを使うのだが、つながる先が一つだけ、というイメージである。

（B委員）これまで事務をされる中で、大きなトラブルはあったか。

（実施機関）特にない。ただ、報道等によれば、他の自治体において運搬途中の事故等が生じたケースはあるようだ。

（B委員）民間ではデータ紛失等の話を耳にする。

（実施機関）現在、情報を入れたUSBを人が運搬しているため、途上での事故が可能性として起こり得る。ほぼ専用回線に近い、閉鎖された中でのデータのやりとりならば、そのようなリスクは防ぐことができる。セキュリティ上の不安解消にもなり、また、業務上の負担軽減にもなる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【総務部総務課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：総務部総務課（林田課長補佐）、男女平等政策課（佐々木）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

（C委員）これまでは要支援者の情報をどのように管理していたのか。

（実施機関）一つのシステムを各課で利用していたので、窓口対応した所管課で入力した情報が他課にも伝わり、情報を共有できていた。

（C委員）今回の条例改正により効率的に行いたいという趣旨か。

（実施機関）今後は利用するシステムが課ごとに異なり、情報の反映ができなくなるので、情報を共有するための改正である。

(B委員) マイナンバーの利用はそういった流れにあるのか。方向性としてマイナンバーを使うということでウエイトを占めているのか。

(事務局) マイナンバーの利用は税と社会保障、災害対策の分野に限られている。利用できる事務は法で定められており、それ以外で利用する場合は条例に定めなければならない。今回は、法には直接定めがないが、システム契約を変更するに当たり、DV被害者等の支援を必要とする人であるという情報の庁内での共有方法を検討した結果、要支援者の情報が加害者等に渡る危険性を防ぐためには、個々の業務システムへの情報提供をできるだけタイムラグがないように行う必要があることから、マイナンバーを利用するしかないと判断した。そのための今回の改正である。

(E委員) 今のシステムはいつまで使えるのか。

(実施機関) 今年の12月までである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件4】

有線放送事業アンケート調査実施に伴うアンケート対象者を抽出するに当たり、市が保有する住民基本台帳の個人情報を利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項）について

【市民文化部市民課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）、田主丸総合支所地域振興課（吉岡課長補佐、佐藤）

—資料をもとに市民課から説明—

(C委員) 有線放送は田主丸地域以外にもあるのか。

(実施機関) 田主丸地域だけである。

(B委員) アンケートの内容は決まっているのか。

(実施機関) 本来であればアンケートの内容まで本日お示ししたかったのだが、まだ最終的に決定していない。平成21年度に同様のアンケートを実施しているが、それから10年が経っている。現状の課題等を盛り込んだ内容にする予定である。

(B委員) 何を目的とするアンケートなのか。聞かせていただけるのであれば教えてほしい。

(実施機関) 有線放送は、田主丸地域の方々には一定有効活用されているが、全市的に見ると、受益者は田主丸地域の住民だけである。そのような中で市がどこまで費用を負担すべきなのか、検討を進めたいと考えている。そのために、有線放送の活用方法、活用の有効性等について検討の材料を得るため、アンケートを実施したい。例えば、若年層と高齢者とでは利用の程度も違ってくる。また、有線放送により災害情報も提供しているが、昨今の大雨等ではケーブルが切れて、必ずしも有用ではなくなっている。そこで、どの程度利用しているのか、どのような情報を得るために利用しているのか、費用負担についての意見等について質問したいと考えている。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 5】

久留米市立小学校の児童数推計及び要因調査分析業務において、氏名以外の住民基本情報をオンライン結合によって委託業者に提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）学校教育課（城戸学務主幹、木下主査）

—資料をもとに市民課から説明—

（C委員）小学校の児童数と異動した場合の要因について調査するもので、個人を特定するわけではない、ということでしょうか。

（実施機関）そうである。

（E委員）提供する情報は、現在の情報なのか。

（実施機関）過去からの経過を含む情報である。

（E委員）何年分提供するのか。

（実施機関）現在、協議の最中だが、予定しているところでは2012年以降の分である。

（B委員）なぜ10校に限っているのか。

（実施機関）市全体は少子化傾向にあるが、中心部では児童数が増加しているところもある。このまま児童数が増加すれば施設が足りなくなる可能性があるため、そのような状況を見据えてどのような施策を講じればよいかの材料とするために、増加している校区を含めた周辺の10校区を対象にして調査を実施したい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の審査について

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）

—資料をもとに市民課から説明—

（F委員）テクノカルチャーと富士通でどう役割が変わるのか。

（実施機関）住基システムのベンダーがテクノカルチャーから富士通に変わるということである。

（B委員）パブリックコメントでの意見提出はなかったのか。ホームページに掲載したのか。

（実施機関）そうである。ホームページへの掲載のほか行政資料コーナーへの資料の設置や、広報くろめへの掲載を行った。行政資料コーナーに設置した資料の数は減っているがコメントの件数は0件であった。

（F委員）他の自治体で、システムの変更によるパブリックコメントをし、意見があったところはないのか。

(実施機関) 他の自治体でも実施しているが、件数は把握していない。そもそもどのような内容ですか、というお尋ねはあり、一定関心もあるように思われるが、意見までは結びつかなかったと考える。

(F 委員) このような専門性の高い分野について、例えば、県や国の機関が監査するとか、そのような制度はないのか。

(事務局) 国の個人情報保護委員会によって、マイナンバー事務の取扱いについては一定の監督がなされている。

(C 委員) このような専門的な分野についてはなかなか審査が難しい。特別な専門家の委員会等で検討していただいた方がより有効ではないか、という印象を受ける。

(事務局) もともとの評価書自体は平成 26 年度に一度承認をいただいたものである。システム入替による変更点について、不具合の危険性等のご意見がなければ、問題があるという意見はない、という主旨で承る。

* 他に質問や意見等はなく、審議会として特別な意見はないという結論になる。

4 平成 30 年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告 (通年)

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

—事務局から報告(資料 140 ページ中一番下の項の条例該当号は 1 の誤りであり、159 ページ目的外利用の件数は市長 1 件、合計 2 件の誤りであるため、資料の記載内容を訂正)—

(F 委員) 情報公開・個人情報保護審査会の状況を見ると教育部が多いが、適切な事務がなされているのか。

(事務局) ここには審査会の開催状況を記載している。案件としては 2 件で、そのうち 1 件は平成 29 年度からの継続案件である。ただ、答申としては、開示できる部分もあるという判断がなされたので、もう少し丁寧に文書の内容を精査し、全部不開示ではなく、開示すべき点は開示するという対応が必要だったのではないかと、という反省点は確かにある。

* 他に質問や意見等はなし。

5 平成 30 年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

—事務局から報告—

* 質問や意見等はなし。

以上